



Vol.

96

2025.09

市区町村向け情報誌

かけはし

目次

● 目次	p.1
● 機構からの連絡	p.2
● 令和7年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について	p.3
● 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します	p.5
● 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をマイナポータルで受け取れます	p.8
● 「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付	p.9
● 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせについて	p.18
● 年金制度改正法（令和7年法律第74号）の公布について	p.19
● 令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰	p.21
● 「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動	p.23
● 障害年金講座	p.24
● 広報の広場	p.28
● 地域の独自情報	p.30
● 編集後記	p.30

令和7年9月30日更新

P.2「機構からの連絡」における令和7年8月の1ポツ目及び令和7年9月の3ポツ目の所得情報の年度の記載について、一部修正を行いました。（令和5年→令和6年）

各種取組・事業のスケジュールについて

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和7年8月から令和7年9月に実施を予定している取組・事業や各種発送物の送付時期について、下記のとおりお知らせいたします。

※ なお、日程が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■（定例）…毎年定例の実施分 ●（単発）…今回限りの単発実施分 ▲（新規）…新規の実施分

令和7年8月

（定例）

- 特別障害給付金受給権者の令和6年所得情報等について

国保中央会ルート及び日本年金機構による情報連携で把握できなかった者に対し、8月下旬に現況届、所得状況届を送付

令和7年9月

（定例）

- 令和8年分扶養親族等申告書の送付
- 令和6年所得情報等を基に年金生活者支援給付金の受給資格判定を行い、9月頃から順次、支給該当者に対し請求書（はがき型）を送付
- 年金生活者支援給付金受給者及び20歳前障害基礎年金受給権者の令和6年所得情報等について

国保中央会ルート及び日本年金機構による情報連携で把握できなかった者に対し、9月上旬に所得状況届を送付

令和7年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付について

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当する対象者へ令和7年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）（以下「免除T A申請書」という。）」を以下の通り送付します。

	全額免除または納付猶予該当者	一部免除該当者
送付対象者	令和7年7月分保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和6年所得及び扶養情報から、 全額免除または納付猶予に該当する者 （学生納付特例の対象者を除く）	令和7年7月分保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和6年所得及び扶養情報から、 一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当する者 （学生納付特例の対象者を除く）
送付時期	10月14日（予定）	11月13日（予定）
送付物	・ 免除T A申請書（ハガキ形式） ・ 申請書の記入方法（リーフレット） ・ 個人情報保護シール	

令和7年度（令和7年7月～令和8年6月）における国民年金保険料の免除等を希望される場合は、免除T A申請書に必要事項を記入のうえ提出いただくよう、ご案内をお願いします。（免除T A申請書のレイアウトについては、次頁をご覧ください。）

なお、令和7年6月分以前の免除・納付猶予申請については、通常の申請書（A4サイズ複写式のもの）による申請が必要になります。

2. マイナポータルへの免除T A申請書の電子送付について

免除T A申請書の送付対象者のうち、マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には、ハガキ形式の申請書を送付するとともに、マイナポータルの「お知らせ（電子ポスト）」にも申請書を電子送付します。

免除TA申請書（全額免除または納付猶予該当者用）

（切り取り線）

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。
該当するものを○で囲んでください。

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。

46359

基礎年金番号 生年月日 申請期間 年度

住所 〒

申請者
(被保険者)

フリガナ

氏名

電話番号

1:自宅 2:携帯

配偶者

フリガナ

いる

いない

氏名

配偶者生年月日

5:昭和

7:平成

年 月 日

(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号

世帯主

フリガナ

いる

いない

氏名

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。
・配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りが無いことを申し立てます。
(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年 月 日 日本年金機構理事長あて



受付年月日

S3年

免除は右記の区分を上から順に審査します。
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

- ①全額免除
- ②納付猶予
- ③4分の3免除
- ④半額免除
- ⑤4分の1免除

免除TA申請書（一部免除該当者用）

（切り取り線）

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。
該当するものを○で囲んでください。

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。

46359

基礎年金番号 生年月日

住所 〒

申請者

フリガナ

氏名

電話番号

1:自宅 2:携帯

配偶者

フリガナ

いる

いない

氏名

配偶者生年月日

5:昭和

7:平成

年 月 日

(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号

世帯主

フリガナ

いる

いない

氏名

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。
・配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りが無いことを申し立てます。
(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年 月 日 日本年金機構理事長あて



受付年月日

免除は右記の区分を上から順に審査します。
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

- ①全額免除
- ②納付猶予
- ③4分の3免除
- ④半額免除
- ⑤4分の1免除

「令和7年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）。

社会保険料控除を申告（年末調整・確定申告）する場合、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）の添付等が義務づけられています。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「令和7年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者に送付します。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができるため、電子送付を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 （①の対象者は除きます。）	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬



国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期が異なります。

お客様から控除証明書の送付時期についてお問い合わせがあったときは注意が必要です！



次頁は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&Aです。
お客様からお問い合わせを受けた際にご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。 国民年金保険料について社会保険料控除を申告する場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書の添付等が義務づけられています。
2	社会保険料控除とは何ですか。	社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険等）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。 申告できる金額は、令和7年中に納めた社会保険料の金額です。
3	控除証明書はどのような人に送付されるのですか。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した方（被保険者ご本人あて）に送付します。
4	控除証明書はいつ受け取れるのですか。	国民年金保険料を納付した時期によって、以下のスケジュールで控除証明書を送付します。 ①令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方 ・電子データ：令和7年10月中旬から下旬にかけて順次 ・書面（郵送）：令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次 ②令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（※） ・電子データ：令和8年1月下旬から順次 ・書面（郵送）：令和8年2月上旬 ※令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方は除きます。
5	現在は被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）に加入していますが、過去の国民年金保険料を納付した場合、控除証明書は送付されますか。	被用者年金の加入者の方でも、令和7年中に国民年金保険料を一度でも納付した場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書を送付します。 なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出のうえ、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に送付することはありません。
6	電子データで控除証明書は受け取れるのですか。	マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし控除証明書の電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」に控除証明書の電子データが届きます。 登録が間に合わなかった場合は、「ねんきんネット」から再交付申請を行うことで受け取れます。

（１）控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

日本年金機構ホームページに、チャットボット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。

上記URLから「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

（２）日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、証明書の見方やよくあるご質問（Q & A）等について、日本年金機構ホームページに掲載しています。

令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

（３）ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）

◆ 電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

- ・ 全国一律の通話料金でご利用いただけます。
- ・ 通話料定額プランの対象外です。
- ・ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- ・ 「0570」の前に市外局番を付けないでください。



050から始まる電話でおかけになる場合 （東京）03-6630-2525

◆ 受付時間

月～金曜日 8：30～19：00

第2土曜日※ 9：30～16：00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

また、本誌28～29頁の「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。
市区町村広報紙を通じた地域住民の方への周知にご活用ください。

電子送付の登録方法について

年末調整や確定申告で使用する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行うと、以下のメリットがあります。

- ・ 郵送より早く、マイナポータル上で電子データを受け取れます
- ・ 受け取った電子データを利用するとe-Taxでの確定申告が簡単に行えます
- ・ 一度登録すれば、毎年電子データが届きます

この機会にぜひご利用ください。

（登録のタイミングによっては、翌年分からの反映となる場合があります。）

【ステップ1②の画面イメージ】



【マイナポータルからの登録方法】

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログイン
- ② マイナポータルトップ画面の「年金」を選択
- ③ 「通知書のペーパーレス化」を選択

⇒ねんきんネットに自動でログインします。

※ 本サービスの利用には、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。連携手続きがお済みでない方は、裏面をご覧ください。



ステップ1

【ステップ1③の画面イメージ】



ねんきんネットで電子送付希望の登録

「電子送付の希望の登録/変更」画面で、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」欄の「電子送付する」を選択してください。

※ 電子送付の希望登録をした場合、郵送は停止されます。

ステップ2

マイナポータルで電子データの受け取り

10月中旬から下旬頃に、当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。

ステップ3

e-Taxでの確定申告に利用

国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」を開き、e-Taxでの確定申告を行ってください。マイナポータル連携を利用して、控除証明書の内容を簡単にに取り込み、確定申告書に自動入力されます。



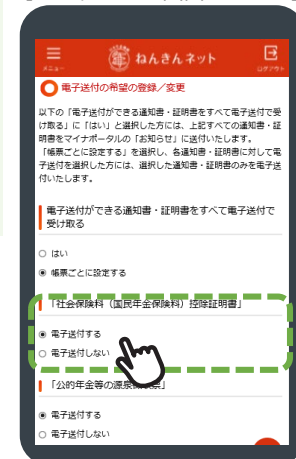
「確定申告書等作成コーナー」はこちら



<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smstp/top#bsctrl>

ステップ4

【ステップ2の画面イメージ】



電子送付の登録方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

ねんきんネット 控除証明書 電子送付

検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html

「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付

令和8年分の扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）について、電子申請のお知らせと提出の受付及び紙の申告書のお知らせと提出の受付を開始します。

9月にお知らせを送付する方の提出期限は**令和7年10月31日（金）**です。

＜税制改正に伴う変更点＞

税制改正に伴い、年金から所得税が源泉徴収される対象が変更となりました。そのため、**例年、申告書のお知らせをお送りしていた方であっても、令和8年分以降、申告書のお知らせをお送りしない場合があります**ので、ご注意ください。

○年金から所得税を源泉徴収する方（＝扶養親族等申告書のお知らせの送付対象者）の変更
老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方。

	令和7年分まで	令和8年分以降
65歳未満の方	108万円以上	155万円 以上
65歳以上の方	158万円以上	205万円 以上
退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方	退職共済年金の年金額が80万円以上	退職共済年金の年金額が 127万円 以上

○所得控除の対象となる配偶者の要件の変更

控除対象となる配偶者の所得の要件が一部変更となりました。

＜**改正前** 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件＞

		配偶者所得		
		48万円 以下	48万円 超～95万円以下	95万円超
所得人	900万円以下	配偶者控除（70歳以上の場合は控除の加算あり） 障害者控除	配偶者特別控除	控除対象外
	900万円超			

＜**改正後** 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件＞

		配偶者所得		
		58万円 以下	58万円 超～95万円以下	95万円超
所得人	900万円以下	配偶者控除（70歳以上の場合は控除の加算あり） 障害者控除	配偶者特別控除	控除対象外
	900万円超			

○所得控除の対象となる親族の要件の変更

配偶者以外の親族の控除対象となる所得の要件が年間所得の見積額「48万円以下」から「**58万円以下**」に引き上げられました。さらに、年齢が19歳～22歳の方については、年間所得の見積額「**58万円超～85万円以下**」の場合、新たに特定親族特別控除の対象となります。

＜控除対象となる親族の所得要件＞

年齢	区別	年間所得の見積額
16～18歳	—	48万円以下 ⇒ 58万円以下
19～22歳	特定扶養親族	48万円以下 ⇒ 58万円以下
	特定親族（※）	58万円超～85万円以下（新設）
23～69歳	—	48万円以下 ⇒ 58万円以下
70歳以上	老人扶養親族	48万円以下 ⇒ 58万円以下

※所得金額が85万円超123万円以下である方は確定申告を行うことで特定親族特別控除が受けられます。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

<申告書の電子申請サービス>

令和8年分の申告書は、**令和7年9月4日（木）**からパソコンやスマートフォンで電子申請が可能です。電子申請すれば、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要です。

○対象者へのお知らせ

- ・マイナポータルとねんきんネットとの連携手続きを済ませており、申告書のお知らせ送付対象となる方には、**令和7年9月4日（木）**から順次、マイナポータルにお知らせをお送りします。併せて、ねんきんネットのIDを保有している方で、メールアドレスを登録している方にはお知らせメールをお送りします。
- ・送付する紙の申告書に、電子申請を案内するリーフレットを同封します。

○電子申請の対象者

受給している老齢年金が源泉徴収対象である方は電子申請により提出が可能です。

※ただし、ねんきんネットが利用できない旧法老齢年金の受給者の方、および、国外に居住する配偶者または扶養親族等を控除対象としている方を除きます。

○電子申請の利用条件

電子申請を利用するためには、以下の手続きを済ませている必要があります。

- ・マイナンバーカードの取得
- ・マイナンバーカードに署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁）を設定
- ・マイナポータルの利用者登録
- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続き
（事前に手続きを行っていない方でも、手続きを行った後であれば電子申請は利用可能です。）

<紙の申告書の送付>

令和7年9月10日（水）から、順次、源泉徴収対象者宛てに令和8年分申告書を送付します。

○申告書のレイアウトの変更

税制改正に伴い、申告書のレイアウトが一部変更となっています。申告書のレイアウトは16頁をご覧ください。

続柄	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
	特定・老人の種別	該当なしの場合は記入不要	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
母祖父母 弟姉妹 の他 姪等 親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居	48万円以下 48万円超
		2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学	退職所得あり
	1.特定 2.老人		4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
				退職所得 がある方



年間所得の見積額
19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円を超える場合、控除額計算の対象外です。
58万円以下
58万円超～85万円以下
85万円超
退職所得 がある方
退職所得を除いた金額が 58万円以下
退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下

○前年（令和7年）分の申告書を電子申請で提出した方へのお知らせ

前年分の申告書を電子申請で提出した方、または、事前にねんきんネットに申告書のペーパーレス化の登録をされている方には、**紙の申告書は送付せず、マイナポータル等へのお知らせによって、申告書のご案内をします。**

ただし、提出期限（令和7年10月31日（金））までに提出のない方へは、11月に別途、お知らせハガキを送付します。

<注意事項>

○日本年金機構から申告書のお知らせが送付されない方でも、紙の提出は可能です。

受給している老齢年金が源泉徴収対象でない方へは申告書のお知らせを送付していません。住民税等の関係で、申告書の提出を希望される場合は、日本年金機構ホームページから紙の申告書（手書き用）をダウンロードして、提出することが可能です（電子申請は利用できません）。

○電子申請により申告書を提出した方は、紙の提出は不要です。

電子申請により提出された方は、紙の申告書を別途提出する必要はありません。紙と電子申請で重複して提出しないよう、ご案内ください。

○電子申請には署名用電子証明書のパスワードが必要です。

マイナンバーカードへの署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）の設定方法等に関して市区町村へお問い合わせが想定されますので、必要な対応をお願いします。

<電子申請に関する問い合わせがあった場合>

日本年金機構ホームページには、申告書の電子申請の操作方法、説明動画、Q & A等を令和7年9月4日（木）から掲載します。お客様から電子申請に関するお問い合わせがあった際は、こちらをご案内ください。



日本年金機構ホームページ

「個人の方の電子申請（扶養親族申告書）」

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

<ご不明な点がある場合>

○相談チャット

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

○お問い合わせダイヤル

相談チャットや日本年金機構ホームページで解決しない場合のお問い合わせは「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

ナビダイヤル 0570-081-240

050から始まる電話の場合 (東京)03-6837-9932

お問い合わせ時間

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで）

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最初にご覧ください

大切なお知らせ

令和8年分の扶養親族等申告書の提出をお願いします。

提出すると老齢年金から徴収される所得税等で該当する控除が受けられます。

以下の図で提出が必要かご判断ください。

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親(※1)に該当しますか？

該当しない

該当
する

(2)控除対象となる
配偶者または親族を扶養していますか？

- ・配偶者 : 年間所得見積額が**95万円以下**の方
- ・19歳～22歳の親族 : 年間所得見積額が**85万円以下**の方
- ・19歳～22歳以外の親族 : 年間所得見積額が**58万円以下**の方

いる

！確認のポイント

控除対象となる方の所得上限が引き上げられました。
配偶者または親族が新たに控除対象となる場合があります。
上記の条件に該当する配偶者または親族を扶養しているか、
改めてご確認ください。
税制改正内容の詳細は2ページをご覧ください。

いない

(3)扶養している配偶者または親族に
退職手当を受ける見込みの方(※2)がいますか？

いる

いない

提出が不要(※3)

同封の「作成と提出の手引き」を
ご覧いただく必要はありません。

提出が必要

提出すると、受給している老齢年金から徴収される所得税や翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。

同封の「作成と提出の手引き」
をご覧ください、申告書をご提出ください。

※前年申告からの変更がない場合も、該当する控除を受けるには、**毎年提出が必要**です。

スマートフォン等による電子申請をご検討ください。

電子申請なら提出に必要な切手代がかかりません。ぜひご利用ください。

- 電子申請が可能な方には電子申請の案内を同封しています。
- 電子申請を利用しない方は同封の紙の申告書を提出してください。

※1 障害者、寡婦・ひとり親の要件については、4ページをご覧ください。

※2 **退職所得を除いた年間所得見積額**が配偶者は**95万円以下**、配偶者以外の親族は**58万円以下**(19歳～22歳は**85万円以下**)の方に限ります。

※3 提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。

お問合せ先は4ページを参照

税制改正の内容

1. 控除対象となる配偶者の要件

控除対象となる配偶者の所得の要件が一部変更となりました。
受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。
配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合168万円以下、または65歳未満の場合118万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「58万円以下」に該当します。

<改正前 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
所本人 得	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合加算あり)、障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超	障害者控除(※2)	控除対象外(※3)	

<改正後 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～ 95万円以下	95万円超
本人 所得	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合加算あり) 障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超	障害者控除(※2)	控除対象外(※3)	

- ※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。
※3 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 扶養親族の要件

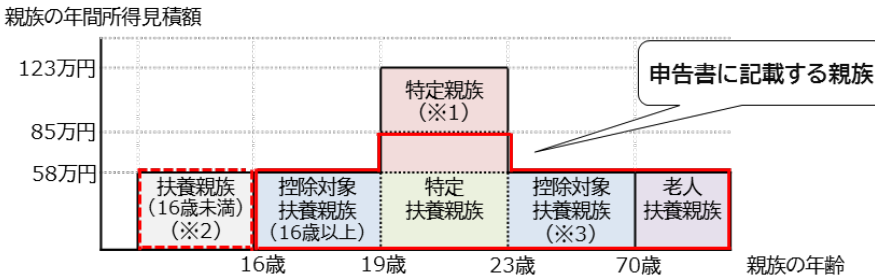
扶養親族の所得の要件が年間所得の見積額「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。
扶養親族とは受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額が58万円以下の方です。

3. 19歳～22歳の配偶者以外の親族の要件

受給者本人と生計を一にする年齢19歳～22歳(※1)の親族(配偶者を除きます)で、年間所得の見積額が「58万円超～85万円以下」(※2)の親族は、「源泉控除対象親族」として、源泉徴収の際に特定親族特別控除を受けることができます。

- ※1 平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方
※2 年間所得の見積額が58万円以下の場合、上記2の扶養親族に該当します。また、年間所得の見積額が58万円を超える場合は、障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

<扶養親族等申告書に記載する配偶者以外の親族の範囲>



- ※1 所得金額が85万円超123万円以下である方は確定申告を行うことで特定親族特別控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
※2 16歳未満の扶養親族は控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は扶養親族等申告書に記載することで障害者控除を受けることができます。
※3 30歳以上70歳未満の国外居住(非居住者)の親族については、別途条件があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。
控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。
「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和37年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和37年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

(1) 給与所得控除額 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
190万円以下	65万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
190万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
※税制改正により、一部変更されました。		850万円超	195万円

(2) 所得金額調整控除額 下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

① 公的年金等に係る雑所得の金額と給与所得控除後の給与等の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額^(※)－10万円

※10万円を超える場合は10万円

② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・本人と生計を一にする配偶者(所得額58万円以下に限る)または扶養親族が特別障害者に該当する。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額^(※)－850万円) × 10%

※1,000万円を超える場合は1,000万円

その他の用語等の説明(概要)

●「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。年金事務所または税務署にお問い合わせください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

●「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、右図の条件に該当する方※1)です。

※1 住民票の続柄欄に「夫(未届)」・「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	控除の区分
500万円以下 (※2)	男性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※2 500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、**地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと該当」を選択してください。

※3 他の方と生計を一にする配偶者(所得額58万円以下に限る)、扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額**58万円以下**の子に限り(税制改正により、「所得額48万円以下」から「所得額58万円以下」へ引き上げられました)。子に58万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと58万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと該当」を選択してください。

国外にお住まい(非居住者)の配偶者・親族がいる場合

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を控除対象として申告する場合、一定の要件があり、『**親族関係書類**』(※)を添付して提出することが必要です(電子申請は利用できません)。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ① 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または親族の旅券の写し
② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

お問い合わせ先

1. 一般的なご照会や、電子申請でエラーが発生したときは『扶養親族等申告書相談チャット』へ

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせや、電子申請でエラーとなった時の対応方法等のお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、右の二次元コードより是非ご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

二次元
コード

2. 詳しくは『日本年金機構ホームページ』へ

日本年金機構ホームページには、提出方法の説明動画、扶養親族等申告書の提出方法の詳細や、年間所得の計算方法等を掲載しています。また、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

二次元
コード

日本年金機構ホームページ等で解決できないご照会はお電話でもうけたまわります。

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』  0570-081-240 (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号、個人番号がわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話等ナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

受付時間: 月曜日※1 8:30~19:00 ※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日初日に19:00まで受け付けます。
火~金曜日 8:30~17:15 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。
第2土曜日※2 9:30~16:00

- ・「ナビダイヤル」は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。
- ・携帯電話等、一般固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料定額プランの対象外です。
- ・「03-6837-9932」におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けたりして間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和7年10月31日

裏面

C 扶養親族等（続き）

9	源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの 場合は 記入不要	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭		1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	7.平 9.令	1.普通 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	年 月 日	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹			3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人		5.年38万円 以上送金	退職所得 がある方
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	7.平 9.令	2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	年 月 日		2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹			3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人		5.年38万円 以上送金	退職所得 がある方
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	7.平 9.令	2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	年 月 日		2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹			3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人		5.年38万円 以上送金	退職所得 がある方
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	7.平 9.令	2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	年 月 日		2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹			3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人		5.年38万円 以上送金	退職所得 がある方
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	7.平 9.令	2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	年 月 日		2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹			3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人		5.年38万円 以上送金	退職所得 がある方
フリガナ		9 三親等以内				

D 摘要欄

14 摘要	
----------	--

個人番号(マイナンバー)について

- 番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- 記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を受受理とすることはありません。
- 記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ

<住基連動による死亡保留の業務スケジュールについて>

住基連動で死亡情報が確認できた場合の死亡保留の入カスケジュールをお知らせします。

【業務スケジュール】

項目	年月	令和7年			令和8年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
各自治体での異動情報の入力		9/3～10/2までに死亡届を処理	10/3～11/4までに死亡届を処理	11/5～12/2までに死亡届を処理	12/3～1/4までに死亡届を処理	1/5～2/1までに死亡届を処理	2/2～3/3までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇄J-LIS)		3 9	5 11	3 9	5 13	5 9	4 10
受給者原簿更新 (死亡保留)		15 16 11月支払から保留	14 17 12月支払から保留	12 15 1月支払から保留	16 19 2月支払から保留	13 16 3月支払から保留	13 16 4月支払から保留
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出		31	28	26	30	27	31
「未支給年金のお知らせ」 発送日			18	15	20	17	16

(参考)

○令和7年10月の業務スケジュールの見方

各自治体で9月3日から10月2日までに入力された死亡の異動情報については、10月3日から10月9日の間で機構の受給者情報とJ-LISの情報を突合し、死亡情報が確認できた場合は、10月15日から10月16日に死亡保留処理（受給者原簿更新）が行われるため、10月定期支払は死亡者本人の口座に振り込まれ、11月以降の振込は停止されることとなります。

その後、10月31日の「未支給年金のお知らせ」対象者情報抽出日の前日までに死亡失権が入力されなかった場合は、11月18日に「未支給年金のお知らせ」が死亡者の住所宛てに送付されることとなります。

年金制度改革法（令和7年法律第74号）が公布されました

○令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。

○本号では、改正内容のうち、公布日に施行された以下3点の改正概要をご説明します。

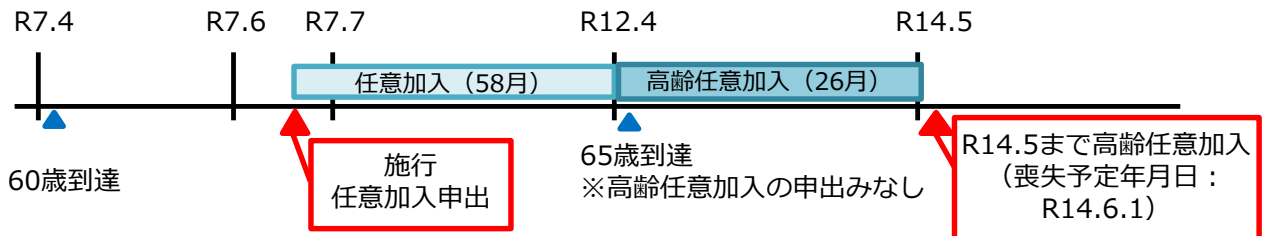
1. 国民年金の高齢任意加入対象者の追加
2. 国民年金の納付猶予制度の延長
3. 障害年金及び遺族年金の直近1年要件の延長

1. 国民年金の高齢任意加入対象者の追加（平成16年改正法附則第23条、令和7年改正法附則第40条）

☆改正の概要

- 昭和40年4月1日以前生まれの者で老齢年金等の受給資格がない65歳以上70歳未満の者は、受給資格要件が発生するまで国民年金に任意加入することが可能です。（以下「高齢任意加入」という。）
- この高齢任意加入の対象者について、生年月日が昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までの者まで拡大されました。

<例：昭和40年4月2日生まれ、納付済期間3年（36月）の者が、令和7年6月に任意加入申出をした場合>



※65歳到達前に任意加入する場合でも、65歳までに受給資格要件を満たさない場合は、65歳到達時に高齢任意加入の申出をしたものとみなされることとされている。

（国民年金法平成16年改正法附則第23条第3項、令和7年改正法附則第40条第3項）

☆改正に伴うポイント

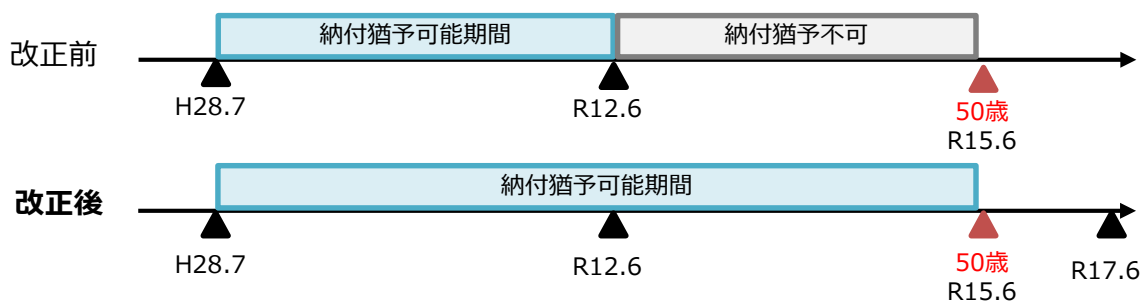
- 本改正に伴い、生年月日が昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までの者から老齢年金等の受給資格を満たすための任意加入申出があった場合、65歳以上70歳未満の期間を含めて任意加入が可能となります。（65歳までに受給資格が発生しない者に限る）
- 申出者から任意加入に係る相談があった場合は、申出者の生年月日に留意してご説明をお願いします。

2. 国民年金の納付猶予制度の延長（平成16年改正法附則第19条、平成26年改正法附則第14条）

☆改正の概要

- 本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により承認されると国民年金保険料の納付が猶予（50歳までの期間に限る。）される「納付猶予制度」が設けられています。
- この納付猶予が可能となる期間について、「令和12年6月まで」とされているところを、「令和17年6月まで」とし5年間延長されました。

<例：令和15年6月に50歳に達する第1号被保険者>



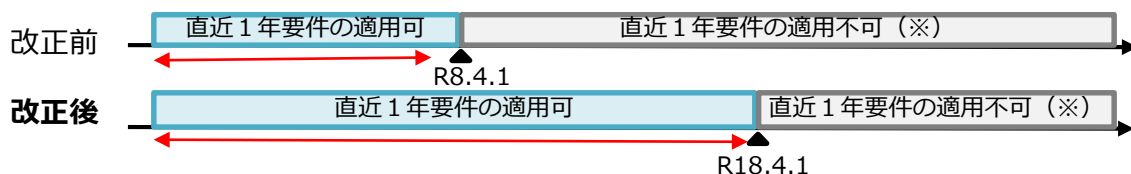
☆改正に伴うポイント

- 納付猶予制度について照会を受けた場合は、令和17年6月までの時限措置であることに留意してご説明をお願いします。

3. 障害年金及び遺族年金の直近1年要件の延長（昭和60年改正法附則第20条及び第64条）

☆改正の概要

- 障害年金及び遺族年金について、初診日又は死亡日（以下「初診日等」という。）の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ、支給要件を満たすものとする「直近1年要件」の特例が設けられています。
- この特例は、「初診日等が令和8年4月1日前」とされているところを、「令和18年4月1日前」とし期限が延長されました。



※3分の2要件による納付要件判定のみ

（3分の2要件：初診日等の前日において初診日等の前々月までの被保険者期間において納付済期間と免除期間とを合算した期間が3分の2以上あること。）

☆改正に伴うポイント

- 障害年金や遺族年金について照会を受けた場合は、令和8年4月以降も直近1年要件が適用されることに留意してご説明をお願いします。

令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰

令和7年8月29日（金）に令和7年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰が行われました。市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰は、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、その功績を称え労苦に報いるとともに、国民年金事業の発展に寄与することを目的として実施されています。

今年度の被表彰者は、**千葉県船橋市、東京都大田区、大阪府和泉市、兵庫県神戸市**です。

表彰式では、安藤政務官より祝辞を賜り、市区町村を代表して大田区の鈴木区長から謝辞が述べられました。

受賞されたみなさま、おめでとうございます。



「被表彰者のみなさま」

前列は左より、神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長、船橋市健康福祉局健康部国保年金課主査、日本年金機構理事長、厚生労働大臣政務官、年金局長、大田区長、和泉市市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長
後列は左より、三宮年金事務所長、船橋年金事務所長、事業推進部門担当理事、年金管理審議官、大田年金事務所長、堺西年金事務所長



祝辞を述べる安藤政務官



謝辞を述べる大田区長

以下、表彰市区町村の取り組みをご紹介します。

市区町村名	主な取り組み
船橋市 (千葉県)	外国人相談窓口を設置し、タブレット端末や外国語に対応できる相談員を配置することで、外国人転入者に対し年金制度や資格取得手続きの確実な案内を実施した。 「国民年金1号加入の方へ」という独自のリーフレットを作成し、口座振替、免除勧奨、前納勧奨等の案内を実施したことで制度周知に貢献した。
大田区 (東京都)	障害基礎年金の制度や手続きの流れについて、4種類の独自のパンフレットを作成し、区内の関連部署のほか、特別支援学校や就労支援施設等にも配布を行い、制度周知に貢献した。 日本語学校に通う生徒が円滑に資格取得及び免除申請の手続きができるよう、区役所職員が日本語学校の職員に対し、年金制度や記入方法について説明を実施した。
和泉市 (大阪府)	国民年金手続の電子申請案内用のリーフレットについて、利用者にとって登録手続から結果の通知までの流れがわかりやすくなるよう、年金事務所に対してレイアウト等の改善提案を行い、日本年金機構の承認を受けたリーフレットを作成した。 リーフレットは和泉市のほか年金事務所管内の市区町村でも使用され、電子申請の周知に貢献するとともに個人向けオンラインサービスの利用・登録者数の増加につながった。
神戸市 (兵庫県)	「障害年金相談サポートセンター」を設置し、テレビ電話を活用した遠隔相談を導入。センターには障害年金の知識・経験を有する職員を配置し、市内全拠点に来庁した住民からの相談にいつでも対応できるよう体制を整備している。 テレビ電話では、センター職員が区役所職員からの照会や住民への直接聞き取りを行うことで、迅速かつ適切な説明を行うための相談体制が構築されており、住民サービスの向上につながった。

※令和5年度の取り組みに対する表彰

「ねんきん月間」「年金の日」

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様へ公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

なお、令和7年度の「年金の日」（11月30日）は日曜日ですが、分室を除く、全ての年金事務所で年金相談を実施します。

「ねんきん月間」「年金の日」の主な活動予定

● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会を、全国各地の様々な場所（市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等）で出張年金相談会をそれぞれ実施します。

● 「わたしと年金」エッセイアニメーション動画の公開

「わたしと年金」エッセイの過去受賞作品をアニメーション化し、厚生労働省YouTubeへのアップロード及び機構ホームページへの掲載を行います。

● SNSでのミニ講座の発信

機構公式X（旧Twitter）及び機構公式Facebookを活用した公的年金制度や手続きの案内に関するミニ講座を発信します。

● 機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取り組み案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載します。

● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和7年度の受賞作品を機構ホームページに公開する予定です。

● 年金委員表彰式の開催

年金委員(※)の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※ 年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

令和6年度

「ねんきん月間」ポスター



令和6年度

「年金の日」ポスター



各自治体の皆様方におかれましても、「ねんきん月間」「年金の日」の趣旨をご理解いただき、掲示や周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今回のテーマは **請求書様式変更に伴う請求事由確認等について** です

前号（かけはし第95号）において請求書の様式変更をお知らせしております。今回の様式変更により、照会が特に多く寄せられている「請求事由」欄の記載についてとりあげます。「かけはし第65号（令和2年9月）」におきましても同様の内容を掲載しておりますが、旧様式での記載となっておりますので、今回改めて掲載します。また、同じく照会が多い「生計維持関係確認」の項目についても併せて掲載します。

1 請求事由確認とは

障害認定日※に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「**障害認定日による請求**」といいます。また、障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「**事後重症による請求**」といいます。この請求の別のことを「請求事由」としており、障害年金の請求の際は請求事由の確認が必要となります。

※ 障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヵ月を過ぎた日をいいます。また、1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む）は、その日が障害認定日となります。詳細についてはかけはし第94号（令和7年5月）に記載しておりますのでご参照ください。

2 請求事由確認欄の留意事項

障害基礎年金請求書（様式第107号）2ページ

「1.「障害認定日による請求」を○で囲んだ場合は、「障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合に「事後重症による請求」をされるかどうか、○を囲んでください。

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等に関してご記入ください。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。	
障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求	① 「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 ② 障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

「障害給付の請求事由」欄の1～3のいずれかを選択（○を記載）しているか確認します。

●「障害給付の請求事由」欄で1を選択した場合

「事後重症請求に関する確認事項」欄の1または2のいずれかを選択（○を記載）しているか確認します。（ただし請求日において65歳以上の場合及び老齢基礎年金を繰上げ請求している場合は事後重症請求が出来ませんので、当該ケースは除きます。）

様式変更以降、**「障害給付の請求事由」欄の1に○が記載され、事後重症請求に関する確認事項欄にて、1の「事後重症による請求」として障害給付を請求されているものの、「事後重症請求」の診断書が添付されていないケースがあります。**それぞれの請求事由に応じた診断書が添付されているか、ご確認ください。

●「障害給付の請求事由」欄で2を選択した場合

あてはまる理由を「事後重症請求に関する確認事項」欄の1～3のいずれかから選択（○を記載）しているか確認します。3「その他」が選択されている場合は、（ ）内に適切な理由が記載されているか確認します。（※かけはし第65号参照）

また、以下のとおり、請求事由に応じた診断書の添付が必要ですので併せてご確認ください。

- ・認定日請求の場合：障害認定日以後3ヵ月以内の現症のもの。ただし請求日と障害認定日が1年以上離れているときは請求日以前3ヵ月以内の現症のものも併せて必要。
（※20歳前障害については、障害認定日前後3月以内の現症の診断書）
- ・事後重症請求の場合：請求日以前3ヵ月以内の現症のもの。

3 生計維持関係確認項目の留意事項

障害基礎年金請求書（様式第107号） 3 ページ

4. 子についてご記入ください。

以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子 (A欄)	⑯ 氏名	フリガナ (氏)	(名)	生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日
	個人番号				障害の状態に (ある・ない)	◆ 診		
子 (B欄)	⑯ 氏名	フリガナ (氏)	(名)	生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日
	個人番号				障害の状態に (ある・ない)	◆ 診		

職員記入欄
別紙有無
☐ 有

* 3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付しご提出ください。

なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。
届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

[注意事項]

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「子の加算額」が加算されることがあります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申し書

申立日 令和 年 月 日
(記入日)

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい	いいえ
----	-----

2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入 ください。 (2) この年金の受給権発生時点において、 年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。
子 (A欄の子)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
子 (B欄の子)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

請求書には子の記載の欄が2人までとなっていますので、**対象となる子が2人を超える場合は、3人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。**別紙の様式については日本年金機構ホームページに掲載（次ページ参照）しておりますので、ご活用ください。

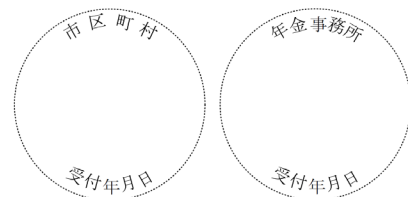
老齢厚生年金請求書
 障害基礎年金請求書
 遺族基礎年金請求書

加給年金額または子の加算額に係る別紙様式

受給権者 (請求者)	個人番号(マイナンバー)	
	基礎年金番号	
	(フリガナ)	
	氏名	

下記の加給年金額(子の加算額)の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。
 (遺族年金の受給権者である場合は、死亡当時、子は死亡者に生計維持されていたことを申し立てます。)

加給年金額・子の加算額の対象者	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診
		個人番号					令				ある・ない	
子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平	年	月	日	障害の状態に	診	
	個人番号					令				ある・ない		



<日本年金機構ホームページ内の掲載先(令和7年9月時点)>

トップページ > 年金の制度・手続き > 年金の受給 > 年金の受け取りに関する届出・手続き >
 障害年金に関する届出・手続き > 障害年金を請求する方の手続き > 障害基礎年金を受けられるとき
 ページ内の

「18歳到達年度末までのお子様(20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む)がいる方」に記載の
 「子の加算額の対象となる子が3人以上いる場合は、3人目以降を[「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式\(PDF\)」](#)に記入し、年金請求書とあわせてご提出ください。」をクリック。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納めた保険料の全額です（令和7年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です）。

令和7年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付もしています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

<「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ>

(1) 控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

(2) 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、よくあるご質問（Q & A）等を掲載しています。令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

(3) ねんきん加入者ダイヤル

◆電話番号（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合（東京）03-6630-2525

◆受付時間・月～金曜日 8:30～19:00

・第2土曜日※ 9:30～16:00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

地域の独自情報

編集後記

今号もご一読いただきありがとうございました。朝の通勤も一苦労の毎日ですが、少しずつ秋の気配が感じられるようになることを願っています。

今号では、国民の皆様に公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組「ねんきん月間・年金の日」、年末調整・確定申告に向けての控除証明書等について記載しました。皆様の業務の一助となれば幸いです。

引き続き、皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整G